

しおかぜ

No.335 2019 11月号

税制改正に関する提言2~3

第107回 税金よもやま話

『実効税率を用いた納税額の試算時の注意点
～「事業税の損金算入時期」のルールにご注意を～』4

第33回「知って得する？」社労士の独り言

『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を
改正する法律について

～パワーハラスメント対策が事業主の義務となります!～』5

地域の会員企業紹介10

おじゃましました♪会員訪問

Vol.028 さわ内科糖尿病クリニックさん11

税制改正に関する提言



去る9月18日開催の公益財団法人全国法人会総連合の理事会において「令和2年度税制改正に関する提言」が下記のとおり決議された。

はじめに

我が国経済は企業収益に陰りが見えるなど、景気の減速懸念がにわかに強まっている。円安・株高などをもたらした異次元の大規模金融緩和の効果が期待できなくなったうえ、米国と中国の通商摩擦によるマイナス影響が我が国でも顕在化してきたからである。

アベノミクスが“一丁目一番地”と位置付けた規制改革を中心とした成長戦略に本腰を入れていれば、こうした外的ショックにも強い自律的好循環に移行していたであろう。しかも、長期にわたる安倍晋三政権の宿願であるデフレ脱却もできず、異次元緩和の出口戦略の議論にさえ入れていない。極めて残念である。

国家的課題である財政健全化に至っては、後退に後退を重ねてきた。社会保障の恒久的安定財源である消費税の税率10%への引き上げは本年10月に実現の運びとなったが、これは当初予定より4年遅れである。かつ、増税による景気変動の抑制を目的とした増収増上回る財政措置についても過剰な対策との批判が高まっている。

こうした政策はひとえに財政規律が毀損された結果といえよう。すでに社会保障4経費に限定されていた消費税の使途は教育無償化にも拡大され、「社会保障と税の一体改革」の理念は大きく失われている。基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）の黒字化目標も2025年度へ大幅に先送りされたままである。

海外経済面では指摘した米中の対立が安全保障の側面も有する摩擦にまで発展しているほか、トランプ米大統領の保護主義政策が我が国をも対象とするなど予断を許さない状況となっている。

こうしたことにより景気の減速が顕著になれば、地域経済と雇用の担い手である中小企業も厳しい局面に立たされる。政府は「令和」という新しい時代を迎えた今こそ、成長戦略と税財政改革に不退転の決意で取り組まねばならない。

令和2年度税制改正スローガン

- 経済の再生と財政健全化を目指し、歳出・歳入の一体的改革を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
- 中小企業は日本経済の礎。活力向上のための税制措置拡充を！
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！



税目別の具体的課題

1. 法人税関係

(1) 役員給与の損金算入の拡充

①役員給与は原則損金算入とすべき

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、同族会社における役員の業績連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

(2) 交際費課税の適用期限の延長

交際費課税の特例措置については、適用期限が令和2年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。

(3) 公益法人課税

公益法人課税のあり方については、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進するという公益法人制度改革の趣旨を踏まえ、慎重に検討を行うべきである。

2. 所得税関係

(1) 所得税のあり方

①基幹税としての財源調達機能の回復



所得税は重要な基幹税の一つであるが、各種控除の拡大などにより空洞化が指摘されている。基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。

②各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。

③個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

(2) 少子化対策

少子化対策は、保育所の充実など本来的には国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じることが肝要であり、子育て支援等の税制上の支援措置はその一環として検討すべきである。

3. 相続税・贈与税関係

(1) 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。

(2) 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。

- ①贈与税の基礎控除を引き上げる。
- ②相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。



4. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

地価は三大都市圏や地方中核都市だけでなく、全国ベースでも上昇傾向を示しており、固定資産税のさらなる負担増が懸念されている。このため、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるための努力が必要である。

- ①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- ②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- ③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、将来的には廃止も検討すべきである。
- ④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- ⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

(2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

(4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

(1) 配当に対する二重課税の見直し

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、さらなる見直しが必要である。

(2) 電子申告

国税電子申告(e-Tax)の利用件数は年々拡大してきているが、さらなる促進を図る観点から、制度の一層の利便性向上と、地方税の電子申告(eLTAX)とのシステム連携を図る必要がある。

実効税率を用いた納税額の試算時の注意点 ～「事業税の損金算入時期」のルールにご注意を～

当期の決算によって確定する納税額を事前に予測するために、税引前当期純利益の見込み額に実効税率を乗じて試算する方法があります。

今回は、実効税率を用いて税額を試算する際に注意すべき点をご紹介します。

【1】会計と税務の取扱いの差異

税引前当期純利益に実効税率を乗じる際、役員報酬の定期同額給与の規定や、交際費の損金不算入などの会計と税務の取扱いの差異を考慮しますが、この他に考慮すべきものとして今回のテーマである「事業税の損金算入時期」のルールをご紹介します。

【2】事業税の損金算入時期のルールで生じる「期ずれ」

まず事業税（正しくは「法人事業税及び地方法人特別税」（令和元年10月1日以後開始事業年度からは「法人事業税及び特別法人事業税」）といいますが、ここでは「事業税」と表現します。）の取扱いを整理します。

事業税は、決算書では「法人税、住民税及び事業税」に計上され、法人税の所得の計算上、申告書を提出した事業年度の損金の額に算入されます。事業税の申告書は定時株主総会で確定した決算に基づき提出しますから、X1年度分の事業税の申告書は、翌年度（X2年度）に提出することになります。

つまりX1年度の事業税は、X2年度の損金の額に算入されることになります。事業税を未払計上した場合は、会計上はX1年度に費用として計上され、税務上は申告書を提出したX2年度の損金の額に算入されるという「期ずれ」が生じます。

【3】実効税率の特徴

前述のとおり、事業税は「法人税、住民税及び事業税」として、損益計算書の「税引前当期純利益」の下に表示されます。つまり「税引前当期純利益」は事業税を費用として差し引く前の金額ということになります。

そのため実効税率は、税引前当期純利益に実効税率を乗じるだけで事業税相当額を差し引いた（損金の額に算入した）ものとして税額を計算することができるよう、割合が調整されています。

しかし事業税の「期ずれ」までは考慮することができず、当年度の事業税を当年度の損金の額に算入したものとして計算してしまうため、後述のような差異が生じます。

【4】「期ずれ」による差異のまとめ

事前に予測した税引前当期純利益に実効税率を乗じて税額を試算していたとします。そして予測どおりの税引前の利益で決算が確定した場合、あらかじめ実効税率で試算した税額と実際の納税額は「期ずれ」により次のようになります。（論点を明確にするため、每期黒字の場合を前提とします。）

① 利益の額が「前年度≒当年度」

「期ずれ」によりずれるもの同士（前年度の事業税と当年度の事業税）がほぼ同額ですから、実質的に期ずれの影響がなく、概ね実効税率で試算したとおりの納税額になります。

② 利益の額が「前年度>当年度」

当年度の事業税より大きな金額の事業税（前年度分）が損金の額に算入されるため、実効税率で試算した税額より実際の納税額は小さくなります。

③ 利益の額が「前年度<当年度」

当年度の事業税より小さな金額の事業税（前年度分）が損金の額に算入されるため、実効税率で試算した税額より実際の納税額は大きくなります。

【5】業績が伸びている時ほど注意が必要

上記③の場合は特に注意が必要です。前年度を上回る利益の額が大きければ大きいほど、実効税率で試算した税額と、実際の納税額との差が大きくなります。「実効税率で試算した納税資金を確保していたが、思いがけず不足してしまった」ということにならないよう、業績が伸びている時ほど予測は慎重にしましょう。

なお、事業税の「期ずれ」を考慮した予測税額は、『(税引前当期純利益±交際費等の調整－前期事業税)×実効税率の算式の分母を1として計算した税率』で計算することができます。

「知って得する？」社労士の独り言 第33回

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律について 神奈川県社会保険労務士会藤沢支部
～ パワーハラスメント対策が事業主の義務となります！ ～ 特定社会保険労務士 石川 貢

本年5月29日に可決・成立し、6月5日に公布された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）は、①女性活躍推進法、②労働政策総合推進法、③男女雇用機会均等法、④育児・介護休業法を含む幾つかの法律を一括して改正する法律です。この改正法は、多様な労働者が活躍できる就業環境を整備するための、㊦一般事業主行動計画の策定義務の拡大、㊧情報公開の強化、㊨パワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等の新設、㊩セクシュアルハラスメント（以下「セクハラ」という。）等の防止策の強化等の措置を講ずることを目的としています。以下は、上記㊨「パワハラ防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等」および㊩「セクハラ等の防止策の強化等の措置」についての概要です。

ハラスメント法制の現状について；セクハラは、男女雇用機会均等法により事業主に対して、相談体制の整備等の雇用管理上の措置義務を課し、内容は指針で定めています。また、セクハラに関する労使紛争は都道府県労働局長による紛争解決援助や紛争調停委員会による調停の対象で、事業主による雇用管理上の措置義務の履行を確保するため、都道府県労働局長による報告徴取、助言、指導、勧告、勧告に従わない場合の企業名の公表について規定されています。妊娠・出産に関するハラスメントは男女雇用機会均等法で、育児休業等に関するハラスメントは育児・介護休業法で、前述の男女雇用機会均等法と同様に規定されています。パワハラについては、今まで雇用管理上の措置義務をはじめとする法制度が未整備でしたが、本改正法により法制化されることになりました。

【改正法ポイント1】 パワハラ対策の法制化（労働施策総合推進法の改正）

- * 職場におけるパワハラ防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります（適切な措置を講じていない場合には是正指導の対象となります）。
- * パワハラに関する紛争が生じた場合、調停など個別紛争解決援助の申出を行うことができるようになります。

職場におけるパワハラとは、以下の3つの要素をすべて満たすものです。

- ① 優越的な関係を背景とした
 - ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により
 - ③ 就業環境を害すること（身体的若しくは精神的な苦痛を与えること）
- ※適正な範囲の業務指示や指導についてはパワハラに当たりません。

職場のパワハラや事業主が講ずべき措置の具体的内容等については、本年中に指針によって示される予定です。施行時期は、公布後1年以内の政令で定める日です。但し、中小企業の「パワハラ防止の措置義務」については、公布後3年以内の政令で定める日までの間は努力義務となります。

【改正ポイント2】 セクハラ等防止対策の実効性の向上

（男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法の改正）

1. セクハラ等の防止に関する国・事業主・労働者の責務が※明確化されます。
（パワハラ、いわゆるマタハラ〔マタニティーハラスメントの略〕も同様です。以下の2と4も同じです。）
※セクハラ等は行ってはならないものであり、事業主・労働者の責務として、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるものとされています。
2. 事業主にセクハラ等に関して相談した労働者に対して事業主が不利益な取扱いを行うことが禁止されます。
3. 事業主は、自社の労働者が他社の労働者にセクハラを行い、他社が実施する雇用管理上の措置（事実確認等）への協力を求められた場合にこれに応じるよう努めることとされます。
※あわせて、自社の労働者が他社の労働者等からセクハラを受けた場合も、相談に応じる等の措置義務の対象となることを指針で明確化します。
4. 調停の出頭・意見聴取の対象者が※拡大されます。
※セクハラ等の調停制度について、紛争調整委員会が必要を認めた場合には、関係当事者の同意の有無に関わらず、職場の同僚等も参考人として「出頭の求め」や「意見聴取」が行えるようになります。

中小企業は3年後の令和4年4月から施行の予定です。ハラスメントは、未然に防ぐことが重要です。それには、ハラスメントについて学び、安心できる相談体制を作りましょう。参考となる下記ハラスメント対策の総合情報サイト「あかるい職場応援団」を参照ください。

【参考資料】 ハラスメント対策の総合情報サイト・「あかるい職場応援団」

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/jinji/download/>

【パンフレット】 パワーハラスメント対策が事業主の義務となります！

<https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/content/contents/000459575.pdf>

法人会の事業

8/22(木)

参加人数34名

藤沢北東支部ボウリング大会
(湘南とうきゅうボウル)



- 1位 重国 一望氏 <三立プランナーアンドワークス(株)>
- 2位 井駒 恵子氏 <㈱井駒工務店>
- 3位 井駒 勝久氏 <㈱井駒工務店>

8/25日

参加人数111名

藤沢西支部バーベキュー大会(弁慶果樹園)



毎年恒例となっている藤沢西支部のバーベキュー大会が開催されました。今年は、支部会員の方々にご協賛いただき、メルシャン藤沢工場より、赤・白のスパークリングワインの試飲会や抽選会を行いました。子供縁日まつりでは、わなげやヨーヨーつり、ボウリングを行いました。また租税教育活動の一環として“しょうなん税金かるた”を使った、税金かるた大会も支部で行いました。

8/31(土)

参加人数67名

藤沢南支部バーベキュー大会(弁慶果樹園)



9/5(木)

参加人数99名

合同役員会&会員懇談会(湘南クリスタルホテル)



9/12(木)

参加人数31名

第7回藤法レディースアカデミー開講式
(藤沢法人会館)



第7回藤法レディースアカデミー開講式では、7月に着任された山口雅伸・藤沢税務署長をはじめ、繪柳ふみ・法人課税担当副署長他幹部の方々のご臨席を賜り開催しました。藤沢署長の講話では、“民法改正と相続”— 私の相続税は？ —と題し、相続制について分かりやすくお話いただき、とても有意義な講話でした。



9月1日より開始されている会員増強月間等に関する合同役員会と法人会のメリットの1つでもある異業種交流会が、湘南クリスタルホテルで開催されました。7月に着任された山口雅伸・藤沢税務署長をはじめ、税務署幹部の方々にご臨席いただきました。会員懇談会では企業紹介ブースを設置し、自社PRや新入会員の方々の自己紹介など盛大に行われました。12月には、青年部会が主催する名刺交換会、来年の1月から2月にかけて女性部会や各支部が新年会を兼ねた異業種交流会等が開催されますので、沢山の名刺をご準備いただき、足を運んでみてはいかがでしょうか？

9/18水

参加人数34名

茅ヶ崎三支部合同研修バス旅行



「浅草演芸ホール&墨田川クルーズの旅」

9/20金

参加人数27名

寒川支部研修バス旅行



「農と縄文の体験学習館“なじよもん”&越後の地酒蔵試飲とへぎそばを喰らう!!」

9/26木

参加人数20名

藤沢東支部・藤沢間税会合同研修会



社会保険労務士法人
 澤の澤邑氏をお招きし、
 “何がどう変わった!?
 働き方改革”と題し、研
 修を行いました。



9/28土

第46回藤沢市民まつり(JR藤沢駅コンコース内)



藤沢市が主催する藤沢市民まつりに参加し、一般来
 場者へ税に関するパンフレット等を配布しました。
 また、租税教育活動の一環として青年部会と女性部
 会が、小学生を対象に税金クイズを行いました。

10/6日

参加人数45名

藤沢北支部研修バス旅行



「曼珠沙華の里・巾着田&ムーミンバレーパークと
 小江戸・川越散策」

10/8火~9水

参加人数23名

女性部会一泊研修バス旅行

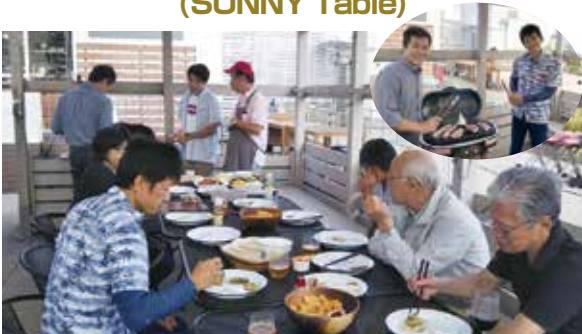


「沼津御用邸記念
 公園・葦山反射炉
 と岩科学校を巡る」

10/6日

参加人数14名

茅ヶ崎北東支部バーベキュー大会 (SUNNY Table)



役員への
 質問

- ①所属支部、法人会での役職 ②会社名 ③氏名 ④業種 ⑤人以外に変身するなら何になりたい？
 ①藤沢西支部、副会長 ②株式会社田辺工務店 ③田邊勝利 ④建設業 ⑤ウィルス

医療百話

湘南藤沢徳洲会病院 院長 宗像博美



「大腸がん検診のお話」

●本邦での死因の第1位は悪性腫瘍ですが、そのうち、大腸がんによる死亡率は男性では肺がん、胃がんについて第3位、女性では第1位となっており、早期発見、治療により大腸がんの死亡率を減少させることは非常に大切な課題となっています。

●大腸がん検診には、対策型検診(集団が対象。保険事業による集団検診や職域検診など)と任意型健診検診(個人が対象。人間ドックなど)があります。対策型検診、任意型検診ともに中心となる鑑査法は便潜血検査(2日法)です。任意型検診の場合は、選択肢としてさらに、注腸X線検査、全大腸内視鏡検査、CT コロノスコーピー検査(CTスキャンによる大腸検査)、大腸カプセル内視鏡検査、腫瘍マーカー測定などが加わります。大腸がん検診法としては90%以上の施設で便潜血検査を行っています。

●2014年度の日本消化器がん検診学会の全国集計では、受検者の6.2%が便潜血陽性となりましたが、そのうち精査を受けたのは約半数でした。検診による大腸がんの発見率は地域検診で0.225%、職場検診で0.048%でした。年齢的には、50歳以降に発見率が増加しています。発生部位別では、直腸からS状結腸に60%と最も多く、次いで上行結腸16.3%となっています。

●大腸がん検診に用いられる検査

1. 便潜血検査:がんなどの病変と便塊が擦れて出血した場合に陽性となります。大腸がん検出能の感度は83~92%、特異度は90~96%であり、1~2年毎に便潜血検査を行った群の大腸がん死亡率は15~30%減少したとする報告もあり、数十年にわたるデータでも有用性が証明されています。対象年齢は40歳以上です。2. 注腸X線検査:検出能力が全大腸内視鏡検査やCT コロノスコーピー検査に比較して劣っており、組織検査(生検)もできないことから、実施される機会が減少しています。3. CT コロノスコーピー検査:機器の性能が向上し、感度、特異度ともに大腸内視鏡検査と遜色なくなりましたが、組織検査が不可能であること、X線被曝の問題もあり、主に、大腸内視鏡挿入困難例に施行されています。4. カプセル内視鏡:ポリプやがんの検出能は大腸内視鏡検査と同等ですが、組織検査は不可能であり、保険適応が「癒着などのために大腸内視鏡検査による全大腸の観察ができなかった場合」に限定されており、便潜血陽性の精密検査として第1選択として実施することは現段階ではできません。5. 大腸内視鏡検査:診断能力が高く、組織検査、治療も行うことができ、現在、最も有用な2次検査法です。6. 腫瘍マーカー:CEAやCA19-9、抗p53抗体などがあります。精度的に検診として積極的な推奨は行われていません。

●大腸がん検診のまとめ

便潜血検査陽性の場合に、二次検査としては、大腸内視鏡検査が最も有用な検査法となります。癒着などのために大腸内視鏡が挿入困難な場合は、CT コロノスコーピー検査、カプセル内視鏡、注腸X線検査を考慮することになります。便潜血陽性者で精査を受けている人は約半数のみであり、大腸がんによる死亡を減少させるためにしっかりと大腸内視鏡などによる精査を受けることをお勧めします。

令和元年分 年末調整等説明会及び軽減税率制度説明会のお知らせ

《主催》藤沢税務署・藤沢市役所・茅ヶ崎市役所・寒川町役場

開催日	開催時間	会場	対象区域
11月 5日(火)	軽減税率制度説明会	寒川町民センター (ホール)	寒川町内全域
	用紙配布		
	年末調整等説明会		
11月12日(火)	軽減税率制度説明会	藤沢市民会館 (大ホール)	藤沢市内全域
	用紙配布		
	年末調整等説明会		
11月15日(金)	軽減税率制度説明会	茅ヶ崎市民文化会館 (大ホール)	茅ヶ崎市内全域
	用紙配布		
	年末調整等説明会		

- 対象地域の説明会に出席できない場合、他の地域の説明会に出席されても差し支えありません。
- 説明会用の駐車場としては、特に手配しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

年末調整・法定調書関係	給与支払報告書関係
藤沢税務署 0466-22-2141(代表)	藤沢市役所 市民税課 0466-25-1111(代表) 内線 2341~2346
源泉所得税担当(説明会及び源泉所得税関係) 内線621又は622	茅ヶ崎市役所 市民税課 0467-82-1111(代表)
管理運営部門(用紙請求及び法定調書関係) 内線311	寒川町役場 税務課 0467-74-1111(代表) 内線 421~423
消費税等担当(消費税関係) 内線614	

●税務署へのお問い合わせは自動音声に従い、説明会(会場案内)、用紙請求(源泉所得税関係・法定調書関係)については「2」番(税務署)を選択してください。

役員への質問

- ①所属支部、法人会での役職 ②会社名 ③氏名 ④業種 ⑤法人会はどこなところ?
 ①藤沢北東支部、税制委員 ②株式会社アイエムティ ③柳生孝秀 ④鉄骨商社 ⑤息抜き

地域の会員企業紹介

NPO法人幼児武道教育振興会 ちびっこ保育園

- 業種** 保育所
- 事業内容** 湘南台を中心に、企業主導型保育施設等を市内4か所運営しています。
私たちは、子どもたちの健全育成を目的として、0歳～就学前のお子様、特色のある保育カリキュラムを提供する事で、地域一体となった子育て環境を創造し、子どもたちが世界で活躍してくれる事を目指してまいります。
- 代表者** 島田 博之
- 住所** 藤沢市湘南台2丁目14番地の3
パシフィック湘南102号
- 電話** 0466 (45) 0367
- FAX** 0466 (21) 9666
- URL** <https://www.chibikko.org/shonandai/>
- メール** shimada@chibikko.org



株式会社丸越

- 業種** 機械工具卸
- 事業内容** 機械工具、F A機器類の販売。
省エネ機器の販売、工事。
- 代表者** 大箭 剛久
- 住所** 茅ヶ崎市南湖5-16-17
- 電話** 0467 (87) 1551
- FAX** 0467 (85) 2153
- URL** <https://www.kk-marukoshi.com/>
- メール** marukoshi@kk-marukoshi.com



ワイズ・リサーチ&サポート合同会社

- 業種** コンサルティング業
- 事業内容** 1. 企業の経営全般に関する調査、分析、研究及びこれらに関するコンサルティング
2. 企業の製品設計開発、品質管理、品質保証業務の構築、人材育成の支援等、製造業での幅広い経験と強みを活かして診断し、適切なサポートをいたします。
- 代表者** 畠山 康
- 住所** 藤沢市下土棚 1006 - 11
- 電話** 070 (2688) 5718
- FAX** 0466 (44) 9758
- URL** <https://www.wiserands.com/>
- メール** wise-randsllc@kiu.biglobe.ne.jp



会報広告掲載 チラシ広告封入サービスのご案内

藤沢法人会では会報誌『しおかぜ』を年6回(奇数月)に発行しています。会報誌面広告の他に、会報誌発送の際のチラシ広告封入サービスを始めました！企業PRや各種イベント・セミナー案内、販売促進にご活用下さい。

●会報広告掲載は、

- カラー全面 (裏表紙) → **30,000円**
- カラー全面 (中 頁) → **20,000円**
- カラー半面 (中 頁) → **10,000円**
- カラー1/3面 (中 頁) → **5,000円**
- カラー1/4面 (中 頁) → **3,000円**

金額はすべて税込。完全版下原稿でお申込み願います。

地域の会員企業紹介ページは無料です。

●チラシ広告封入は、A4サイズ1枚10円(税込)

- ※封入枚数分事前にご用意下さい。
- ※配達エリアを藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町に分けることも出来ます。(指定がない場合は全域(約3500件)となります。)

会報誌面広告とチラシ広告封入の申込や、チラシ納品から封入までのスケジュールについてのお問い合わせは、事務局 木村まで。

電話 0466 (22) 6444



おじゃましました♪

会員訪問

vol.028 心に寄り添う「さわ内科糖尿病クリニック」さん

合併症を引き起こさない敏速かつ丁寧な診療

藤沢駅北口の「藤沢医療タウン(サミットストア店2階)」にある「さわ内科糖尿病クリニック」。院長は沢丞(さわたすく)さん。富山医科薬科大学医学部卒業後、大学附属病院にて臨床研修、大学院医学部研究科修了ののち、米国国立衛生研究所(NIH)糖尿病部門客員研究員、病院の内科部長・副院長と華々しい経歴をお持ちです。「いろいろな経験を積んだので、そろそろ医院を構えてもいいかなと思ひ、平成28年1月にクリニックを開院しました」と沢院長。糖尿病診察を中心とした、内科一般診療を行っています。



「糖尿病というと、あれ食べちゃダメ、甘いものはダメ、と規制が多いと思っいらっしゃる方が多いようですが、怖いのは合併症を引き起こすことです。まずは数値を知って、一緒に対処法を考えましょう。当院は短時間で検査結果が出ますので、その日のうちに治療方針の決定ができ、管理栄養士による栄養相談が受けられます」。

季節柄、風邪やインフルエンザが心配ですが、病気はやはり早期発見早期治療が大切。「自営業の多い藤沢法人会の会員さんは、ぜひ健診を受けてください。仕事ができるのは健康な身体があってこそですよ!」。

11月14日は「世界糖尿病デー」。前日の11月13日(水)午後2時～4時、藤沢市保健所にて沢院長による講演会が予定されています。お申し込みはこちらから→健康増進課 ☎0466(50)8430・FAX(28)2121



明るく清潔な院内。水槽が患者さんの心を和ませる。待合室にて「さわ先生のふじさわ健康塾&栄養士のミニセミナー」を毎月実施しています(予約不要、参加費無料)。

継続的に通院
 することで合併症を
 防ぎ、不安が
 解消します!



▲ 毎月変わる展示コーナー。管理栄養士さんのお手製レシピが好評です。



▲ 糖尿病専門医の資格だけでなく、総合内科専門医の資格を持つ沢院長。「お気軽にご相談ください」



趣味は、読書とクラシック▶
 音楽。待合室にはお気に入りのアルバムジャケットが飾られています。



さわ内科糖尿病クリニック

神奈川県藤沢市藤沢610-1 サミットストア藤沢駅北口店2F
 受付時間: 午前 9:00~12:00(土曜は12:30)/ 午後 14:30~18:00
 休診日 水曜・土曜午後・日曜・祝日 駐車場あり
 TEL. 0466-55-2256 FAX. 0466-55-2384
<https://sawa.clinic/>

湘南経理代行株式会社

経理代行

経理をアウトソーシングして、コストカット&本業に集中

経理に関してこんなお悩みありませんか？



- ✓ 経理担当の**社員が退職**して、誰にお願いすればよいか困っている
- ✓ 経理事務・経理部門のコスト削減を行い、**合理化**を図りたい
- ✓ 今は社員に経理を任せているが、本当は**社員以外**に経理をお願いしたい
- ✓ 経理や会計、帳簿の付け方が全く分からないので、**プロに任せたい**

経理代行の
メリット

↑
生産性向上
クラウド化
システム活用
マニュアル化

↓
コスト削減
人件費削減
採用費削減
教育費削減

🌀
本業へ集中
営業へ集中
実務へ集中
事務作業の削減

👤
属人化防止
業務の見える化
マニュアル化
退職リスク回避

⚙️
不正防止
不正防止
悪用防止
情報漏洩防止

充実の
サービス
内容

📑 記帳

📊 給与計算

🏦 銀行振込

📄 請求書発行

書籍をご希望の方はご連絡下さい。プレゼントいたします。 担当：薄井

TEL 0466-21-8601

FAX 0466-25-6968

『社長さん！ 経理はプロに任せなさい！』

主な内容

- ▶ 会社が倒産するたったひとつの理由
- ▶ その経理でほんとうに大丈夫ですか？
- ▶ 経理を「見える化」してスリムにする
- ▶ 経理を「標準化」して生産性を上げる
- ▶ 経理を「アウトソーシング」して会社を成長させる

湘南経理代行株式会社

〒251-0025 神奈川県藤沢市鵜沼石上1-1-15 藤沢リラビル

TEL : 0466-21-8601 FAX : 0466-25-6968

<http://経理代行.jp/shonan/>

